

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年7月6日（木）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地 覺君
委員	阿多己清君	委員	木野田 誠君
委員	中馬幹雄君	委員	有村隆志君
委員	植山利博君	委員	塩井川幸生君
委員	蔵原 勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	島内拓郎君	建設政策課長	茶圓一智君
建設施設管理課長	仮屋園 修君	建設政策課政策G長	笛田純一君
建設施設管理課主幹	川畑 誠君	建設政策課政策G主査	田籠美笛君
道路管理G主事	隈元秀一君		

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 7 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

第23回「議員と語るかい」で出された意見「国分上之段地区で出された太陽光発電建設における送電用電柱について」について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時55分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、当委員会処理となった第23回「議員と語るかい」で出された意見、「国分上之段地区で出された太陽光発電建設における送電用電柱について」の所管事務調査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。まず、現地調査を行いますので、警察署側玄関前に

御集合ください。ここでしばらく休憩します。(現地調査)

「休憩 午前 9時56分」

「再開 午時11時10分」

△ 執行部説明, 質疑

休憩前に引き続き会議を開きます。国分上之段地区で出された太陽光発電建設における送電用電柱について、執行部の説明を求めます。

○建設部長(島内拓郎君)

現地調査、お疲れ様でございました。本日、御案内した調査箇所につきましては、去る第23回議員と語り合いの国分上之段地区で出された太陽光発電建設に伴う送電用電柱の占用について、その現場を御確認いただいたところでございます。現在、建設施設管理課の所管する道路の占用については、年間多くの占用許可申請がなされ、また太陽光発電に関する占用協議等も増えております。それでは道路占用許可基準につきまして、担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○建設施設管理課長(仮屋園修君)

本日の議題であります道路占用許可基準につきまして、御説明いたします。道路法32条は、道路の占用許可条項であります。その中で電柱、電線、変圧塔などの工作物や水管、下水管、ガス管その他これらに類する物件又は施設を設け継続して道路を使用する場合は、許可を受けなければなりません。その許可基準であります。道路法33条が基準となり、道路敷内の使用がやむを得ない場合で、施設の構造、工事实施の方法、道路の復旧方法などが基準に適合し、加えて占用場所の交通量、道路状況を総合的に判断して許可することになります。太陽光発電に関する道路占用につきましても、他の占用物件と同様、現地調査や申請内容を精査し、許可しているところでございます。以上で、道路占用許可基準の説明とします。

○委員長(池田綱雄君)

ただいま執行部の説明が終わりました。それでは執行部に対しての質疑はありませんか。

○委員(木野田誠君)

許可基準等を簡単に説明いただきました。許可基準に適合していたから、あそこに立てることができたというようなことであろうかと思えます。住民からもこういうふうな要望が出ているわけですから、現地を見せていただいて、例えば、市道を挟んで反対側とか、あの場所以外に検討されたのか、お伺いいたします。

○建設施設管理課長(仮屋園修君)

今回の現場ですが、事前協議があった時に民地でということをお願いしています。その中で、どうしても民地で相談ができなかったところが、今回の道路占用の対象になったところでございます。

その道路占用の中で、道路側溝と擁壁の間を今回の現場も選定していただきました。他にもこういう所が全部で5か所ありました。その5か所につきましては、水道管が埋設されているということで不可能でありましたので、これ以外で検討してくださいとお願いしたところです。今、委員御指摘の道路の反対側というのもあったのですが、今回は、他の占用物件と全体のバランスを考えて、再度、申請者に選定をしていただいたところ、5か所のうち4か所は、側溝の切り回しではない方法を取っていただきましたが、この場所につきましては、道路側溝の切り回しで申請がございましたので、これについて協議をしまして許可範囲であると判断しまして許可したところです。

○委員（塩井川幸生君）

間地ブロックのところカッターで切ってあったのですが、あそこは、どうしてだめだったんですか。民地との協議をされてカッターで切られたと思うんだけど、その流れを教えてください。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

今回見ていただいた現場はカッターだけと。それ以外については、実は掘削している所もございました。もともとの申請条件にブロックの掘削は入っておりませんでしたので、構造物が不安定になるということで、まず原形復旧をしていただきました。この電柱も通常の電柱よりも大きく、この構造物の中に入れるのは不安定と判断したものですから、この構造物外にということで検討したところでございます。

○委員（塩井川幸生君）

業者が、試掘とか間地ブロックをカットした後に申請をしたということですか。順序がおかしいと思うのだけれど。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

通常なら申請がありまして、こちらが許可をした所を掘ってもらって、実際に水道管が出た時点で、市に協議をしていただければ、一番良かったのですが、今回の場合は、手違いか分かりませんが、掘削が先でした。ですので、まず原形復旧をということで、こちらからお願いしたところです。その後、変更の協議を致しております。

○委員（木野田誠君）

水道管が一つはネックになって、従来の側溝の真ん中に立つような形になったわけですがけれども、この水道管は、どれくらいの大きさですか。大小によっては、水道管を移設して、電柱を引っ込めて立てる方法もあったのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午後11時22分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（島内拓郎君）

昔、私も上之段の水道の設計とか施工をしました。推測になりますが、多分50mmが入っていたと思います。75mmというのは、近くに消火栓とかがありますけれども、あの辺りの水道管については、本管が75mmで50mmが出ていたというような記憶がございます。今回、なぜあそこに立てたかと言いますと、あの間地ブロックにつきましては、下に15cmくらいの基礎がありますので、それをカットした場合、不安定になるということで、やむを得ず切り回したということがございます。

○委員（木野田誠君）

今、お話があったところでは、水道管の大きさを確認されていないわけですね。図面で、あそこに水道管が通っているということが分かっているというようなことで、実際に現物をみていらっしやらないような気がするのですけれど、それはそれでいいです。今の説明で基礎の部分もあるということが分かりましたけれども、住民へ、ここに電柱を立てようと思うがどうですかというような説明を、事前にされたのか。語ろかいの時は、住民の方は、あの形で納得されていない意見が出たわけですが、現在は、どういう反応をされていますか。

○建設部長（島内拓郎君）

道路占用の許可をするかどうかについては、原則として、道路管理者の自由裁量に属するということになっております。今回につきましては、住民への説明が足りなかったのではないかという点では、反省しております。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

現在までのところ、ここの占用物件については地元からの意見等は聴いておりません。

○委員（蔵原 勇君）

私どもが現地を見た感じでは、離合については支障はないかと思ったわけですが、木野田委員からもありましたように、語ろかいで意見が出された以上は、何らかの形で周知していただければいいのかなという感想でした。

○委員（阿多己清君）

意見の中の真ん中に立てているという部分は理解しました。その他に通行の妨げになる場所もあるという意見があるのですけれども、現場を見てそのように感じないのですが、建設部のほうで通行の妨げになる部分もあるということについては、御意見はありませんか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

私どものほうでも支障になる所はないかと思っております。

○委員（植山利博君）

当初の協議の中で、可能な限り民有地にということでしたが、民有地に立てた場合は、その原因者が一定の負担をすると理解するのですが、それでよろしいですか。

○建設部長（島内拓郎君）

当然、九電柱とかN T T柱も民有地に入れた場合は、占用料を地権者へ支払いますので、この件

につきましても同様だということです。

○委員（植山利博君）

市道若しくは市の所有する土地の中に、事業者が電柱とか建設物を立てた場合、市に対しての占用料とか使用料とかはどうなっていますか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

市全体のことで申し上げますと、平成28年度は占用申請件数が756件ありました。それに対しまして、埋設管とか電柱につきましましては、占用料が3,121万1,890円になっております。

○委員（植山利博君）

申請が756件、歳入が3,121万1,890円ということですが、これは全て申請されていると理解してよろしいですか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

今、申し上げました占用につきましましては、建設施設管理課が管理する市道につきましてございまして、公園とかその他については、把握していないところでございます。

○委員（植山利博君）

今、建設部が所管する施設であるべきものは、100%申請がなされ収入があるという理解でよろしいですか。

○建設部長（島内拓郎君）

道路の占用許可というものがございまして、道路法第32条におきましては、工作物物件又は施設を設け継続して道路を使用とする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないということになっておりますので、許可したものについては把握しておりますが、いわゆる不法というものもあるのかなと理解しております。

○委員（植山利博君）

何を聴きたかったかという、そういうものもあるだろうと想定をして、そういう不法なものについては、一気に全部ということではないですが、日常の業務の中で、適切な対応を求めておきたいと思えます。今回の側溝の中の電柱ですけれども、道路の幅員の確保、電柱の構造的な安全性の確保、既存の電線との関係、道路の見通しといったところを総合的に勘案すれば、無理もない判断であったのかなと感じたところです。もちろん住民の方々には、側溝がもともとあった所をわざわざ切り回しをして立てなければならなかつたらどうかという思いがあることも、やむを得ないと感じました。ですから、先ほども出ましたけれども、今後はあのような手法を取られる場合は、住民の方々の理解も十分得ながら、合理的な進め方をやっていただきたいと求めておきます。

○委員（有村隆志君）

今回の道路の上野原テクノパークのほうに行く所で、以前、側溝の蓋が水圧で持ちあがって、そこをたまたま通った車に蓋が当たったという事故がありました。この側溝の勾配というのは、市では基準というのはあるのですか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

道路を造る時の縦断勾配の基準が、道路構造令で9%、その他やむを得ない、例えば横断勾配もありますので、合成勾配を含めて12%という基準がございます。その中で、側溝の排水量を計算する時は、それぞれの道路の勾配の排水の計算をしまして、それで断面を決定しております。

○委員（有村隆志君）

地域の方が言われた意味は、そういうことを見られてこられたから、今回のことをおっしゃんだと理解しています。今後は、ただ切り回しするのではなくて、水量が多くなった時に水圧が掛かる。なぜ水圧が掛かるかと言ったら、側溝にごみがいっぱい入っているんです。そういうことがあるから、蓋に水圧が掛かってきます。そういうことも含めて対策を考えていって、今後、許可する時点ではそこまで検討しての許可ということを要望しておきます。

○委員（中馬幹雄君）

この問題につきましては、手前に横断側溝があるので、水量が少ないという考えで許可したのだらうと思います。私自身、あの道路をよく通るのですが、なんら支障を感じたことがないし、初めてこういう問題があったのかと思いました。要は、地元への説明がなかったからなのかなと思います。先ほど意見がありましたけれども、流末のほうになれば、市は許可しないだらうと私は考えておりますので、この件につきましては、やむを得ないのかなと考えます。

○委員長（池田綱雄君）

私は、この議員と語ろかいに出席をしておりました。参加者から側溝の真ん中に電柱を立てているというような意見があったのですが、山間部で、なぜ側溝に立てないといけなかったのかと、民地はなかったのだらうかと思いました。そして、切り回しということは、あの辺りは草とか枯葉とか流れてくるので、詰まるのではないのかと思って、現地を見させていただいたのですが、今も意見が出ましたけれど、あの場所の手前に大きな柵がありました。そこまで流れてくる水は、あの柵で全部排水ができる大きさの柵だったように思います。それをオーバーした時は、そこから側溝がまた始まるというような状況になっていたと思うのですが、その辺を十分検討され、水の流れもここから始まるということ、草木もあの柵で大きな排水路に流れるということでの許可だと思いましたが、その辺はどうですか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

この現場の下流のほうで、側溝の蓋が噴き上げた所がございます。そこにつきましては、非常に勾配がきつくて、連続して流れてくると。そしてそこがコンクリートの蓋がはまっています、暗渠状になった所につまってしまって、それで噴き上げたものと思われるのですが、そこにつきましては、解消はしております。今回の場所についても、そういうことがあったので検討いたしました。その上流からの水とか道路の勾配の形状、それからその下流に行きますと、また蓋が無くなっているものですから、そこらを勘案しまして、設置許可基準に該当するだらうということで、変更で許可したところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

蓋がどうこうではなくて、大きな柵があって、そこで草木とかも全部処理ができるんだと、そして、側溝としては起点だというようなことを加味して、あのような切り回しをしてもいいのではないかと思われなかったのかという質問です。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

今言われました柵の大きさと位置、その側溝の状況、その部分が起点に近かったということ、今回検討したところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

切り回せば、どうしても角ができるわけです。まっすぐであれば、さっと流れるけれど引っ掛かってそれが原因で流れなくこともあるわけですから、今後の許可については、いろいろな意味から検討して、語ろかいのような会があっても説明ができるような許可をしていただきたいと要望しておきます。

○委員（植山利博君）

当然、切り回しをするための負担は事業者がするという理解でいいのだらうと思います。もう一点は、市街地の中で電線等を地下に埋設する試みがなされるわけですが、これも莫大な経費が掛かるということですが、あのような山間部では、新たに電線を通すときに地中を通すというような発想はないものなのか、そういう協議はなされなかったのか、確認をさせてください。

○建設部長（島内拓郎君）

1点目の切り回しの費用ですが、これは全て事業者負担となっております。管理につきましては、太陽光発電の管理者がこの側溝の部分の維持管理をすることになっております。それといろいろな太陽光発電がありますが、中には地下埋設をして送電をするようなところもありますので、ここも地下埋設という発想もあったと思いますけれど、事業者でございますので、費用対効果を考えて高架になったと思われまます。

○委員（植山利博君）

今から手掛けられる霧島市内のメガソーラーがありますよね。そういうところも送電線が必要になってくると思います。そういう場合に、事業者というのは費用対効果が最優先でしょうけれども、景観の保全であるとか、安全性の問題とか、いろいろなことを勘案すれば、市としては地下埋設をお願いしたいんだけどというような働き掛けをする考えはないですか。

○建設部長（島内拓郎君）

まず、道路管理者の考えと致しましては、地下埋設につきましては、いろいろなインフラの整備というので、例えば途中で暗渠にするとかとなれば、水の流れる勾配とかが問題になりますので、そのようなことが起きたら、地下埋設のものを変更していただくというようなことで、事業者負担で変更をしていただくというような考えを持っております。一番いいものは、高架で電柱で許可することですけど、台風が来たりしますので、その辺は一長一短あり、事業者の判断ということに

なっております。

○委員（木野田誠君）

許可基準があつて、基準に合致したから許可したということではありますが、こういう業者からこういう申請があるので、ここでいいですかということを、今後は住民の方々を交えて協議する必要があるのではないかと思います。あれば、このようなことはなかったと思います。それと、維持管理については業者がするというものでありましたから、維持管理は業者がしますよということを、住民に言っていただきたいと思います。

○建設部長（島内拓郎君）

今回の場合は周知が足りなかったと思っております。維持管理は、九電工ですので、その辺を申し入れておきます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時44分」

「再開 午後11時47分」

△ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

第23回の議員と語りかいで出された意見の中で、産業建設常任委員会に対応を求められておりました本日の送電線の電柱の件でありますけれども、現地調査をさせていただきました。この文書の中には、側溝の真ん中に電柱が立ててあるが、この許可基準はどうなっているのかということが1点、それから、送電線の電柱による交通の妨げになる箇所があるのではないかと、この2点が指摘をされているのであらうと思っておりますけれども、ここで言われている道路をひととおり通ってみました。電柱も相当数立っておりましたので、それぞれ見させていただきましたけれども、私の感じたところでは、交通の妨げになるような電柱はなかったのではないかと思っております。また、側溝の真ん中に立っている電柱につきましては、地元の皆様からすると非常に違和感を覚えるのだらうという気はしたところでありまして、執行部から許可基準や説明を聴きますと、道路の幅員の確保、上のほうから下のほうを見て、左側に既存の電柱が立っておりましたので、それとの関係、それからこの場所の、将来的に継続的に安全を確保するための方策、そして見通しの確保などの観点からすれば、執行当局が許可基準に基づいて判断をされたのは、やむを得ない、合理的な判断だ

ったと感じたところです。ただ、住民の方々が若干違和感を持っておられますので、そのところは、なぜ、あそこに立てなければならなかったのか、そうすることが、どういう理由なのかというようなところを、十分理解していただけるような手立てが必要だったのではないかなと感じたところです。

○委員（有村隆志君）

現場付近で側溝の蓋が持ちあがったという事故があったわけですが、今回の現場は、近くに大きな柵があって、そこから排水しているということで支障はなかったということですが、勾配が急で他に水を排水できないようなところでは、今後、検討していくべきだと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。

△ 結果の取扱いについて

○委員長（池田綱雄君）

次に、本で行いました所管事務調査に係る委員長報告について、協議します。本会議での報告が必要か、あるいは広報広聴委員会へ書面による報告にとどめるか、どのように取り計らうか、御意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

本会議よりも、取りまとめたものを広報広聴常任委員会のほうへ提出して、それをお伝えするというのでいいのではないかと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、広報広聴常任委員会へ書面による報告でいいのではないかという意見がございました。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、書面による報告でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ただいま、書面による報告にとどめることと決定しましたので、報告書については、委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。次に、その他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で産業建設常任委員会を閉会い

たします。

「閉 会 午後 1 1 時 5 9 分」

以上，本委員会の概要と相違ないと認め，ここに署名する。

委員長 池田 綱雄